

町田市の歴史資料の収集・保存管理・活用に関する方針（案）

1 目的

この方針は、町田市の歴史資料の収集・保存管理・活用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象

収集・保存管理・活用する歴史資料は、以下のものとする。

(1) 現町田市域の歴史のあり様を特徴的に伝えるもので、有史以降の全ての時代を対象とする。歴史資料とは、主に以下のものを指す。

- ア 文献資料（文字によって記された資料で、書簡・日記をはじめとする私的文書、公文書のほか、新聞・雑誌・書籍なども含まれる）
- イ 図像資料（写真・絵画・地図など）
- ウ 映像・音声資料（映画・録画・録音されたものなど）
- エ 物品（歴史的出来事・事件などに関わるもの）

(2) 自由民権運動に関する資料。

3 資料の分類

個々人や家族・諸団体などの集合体の営みとして資料が残されるに至った経緯を重視し、一群として保管することが重要であるため、原則資料群単位の保管とする。

(文書群の例) 「〇〇町・〇〇〇〇家文書」 「〇〇〇〇氏寄贈史料」
「〇〇〇〇関係史料」 「〇〇〇〇文庫」

4 資料の保管・保存

資料の保存に適した温湿度管理、虫菌害・酸化防除対策を講じて、可能な限り望ましい保管環境を整える。

5 資料の活用

保存管理する資料は、市域の歴史・自由民権運動を伝えるため積極的に活用する。

- (1) 整理・目録の作成により、閲覧利用を可能にし、研究・学習に供する。
- (2) 展示・講座等の普及事業の場で積極的に活用する。
- (3) デジタルミュージアムやアーカイブを作成し、公開する。
- (4) 翻刻による資料紹介や史料集等の刊行により、研究・学習に供する。
- (5) 史料整理・解読等をおこなう市民ボランティアの育成により、(1)～(3)をはじめとする自由民権資料館の活動を活発化する。